

サンクスシェア ファイル

福岡市から手紙が
届きました

生活の中で困った
ことがあります

福祉に関すること

- ・受給者証に関すること(⑥・⑨参照)
- ・障がい者手帳に関すること
- ・自立支援医療に関すること
- ・介護保険に関すること
- ・その他

生活に関すること

- ・体調の悩み
- ・金銭面の悩み
- ・家族に関すること
- ・学校に関すること
- ・仕事に関すること
- ・介護に関すること
- ・事業所での悩み
- ・生活への不安
- ・子育てに関すること
- ・療育に関すること
- ・住まいに関すること
- 等



いつでもお電話ください!
固定電話:092-231-9253



田中携帯:090-8624-8882 松本携帯:080-9102-8883
高倉携帯:080-3907-8884

どのような電話にも心を込めて対応します!

<https://smappon.jp/yra3m14h> QRコードはこちら→



初めて障がい福祉サービスを利用される方

障がい福祉サービス利用の流れ

利用するサービス内容や利用の方法が…

わかる方

- ① 役所福祉課で福祉サービス利用の申請手続きをしてください。
※申請前の事前相談にも対応します!

わからない方

- ① サンクスシェアにご連絡ください。
↓
役所福祉課で福祉サービス利用の申請手続きをしてください。

② 計画相談支援事業所の選定(サンクスシェアへご連絡ください)

サンクスシェア

- ④ アセスメントの日程調整でお電話します。
- ⑤ ご自宅を訪問します。
- ⑥ 役所から届いた受給者証をお届けします。
- ⑦ 会議の日程調整でお電話します。
- ⑧ モニタリング日程調整のお電話をします。

③ 契約

④ アセスメント ④参照

⑤ サービス等利用計画案 ⑤参照

⑥ 受給者証 ⑥参照

⑦ サービス担当者会議 ⑦参照

⑧ モニタリング ⑧参照

みなさんにしていただくこと!

- ④ 生活のことや仕事のこと、福祉サービスの状況等をお話してください。
※サンクスシェアと日程調整をして面談をします。
 - ⑤ ご自分の福祉サービス等の利用について、方針・目標・方法などをお読みいただき、吟味してください。
 - ⑥ 受給者証は原則サンクスシェアに届きます→お渡し!
(なお、自宅に届いた時には、サンクスシェアに連絡してください。)
 - ⑦ ご本人やご家族、福祉サービス事業所などが集まる会議で、ご自分の希望や心配事などをしっかりお話しください。
- ※会議後の一定期間経過後
- ⑧ 現在の様子や今後のことについてお話しください。

受給者証更新手続き(1年~3年)

サービス利用中の方

受給者証更新手続きの流れ

① 役所からご自宅に申請書が届きます。(受給者証更新期限の約1か月半前)



② 役所に申請書を提出される前にサクスシェアへお電話ください。
(サービスの内容や量などについて確認をいたします!)



サクスシェア

③ 記入の方法がわからない場合は、訪問してお手伝いします!

④ サクスシェアが日程調整をします。

⑤ ご自宅を訪問(原則)します。

⑥ 受給者証がサクスシェアに届きます。

⑦ 会議の日程調整でお電話します。

⑧ モニタリングの日程調整の連絡をします。

③ 更新申請手続き書類の提出



④ 訪問日程の調整



⑤ モニタリング・計画案



⑥ 受給者証 ⑥ 参照



⑦ サービス担当者会議
⑦ 参照



⑧ モニタリング
⑧ 参照



みなさんにしていただくこと!

④ ☎の○がついている月になったらサクスシェアへお電話ください。面会の日程調整をします。(サービス等利用計画の見直し)

⑤ 福祉サービスの状況や生活のこと、仕事のことなどをお話してください!

⑥ 受給者証は原則サクスシェアに届きます→お渡し!(なお、自宅に届いた場合には、サクスシェアに連絡してください。)

⑦ ご本人やご家族、福祉サービス事業所などが集まる会議で、ご自分の希望や心配事などをしっかりお話しください!

※ 会議後の一定期間経過後

⑧ 現在の様子や今後のことについてお話しください。

受給者証更新手続き(1年~3年)

④ アセスメント

今の生活で困っていることや将来のこと、まわりの環境等についてお話をお聞きし、希望する生活を実現するために必要なものは何なのかを明らかにしていきます。

この時に、これまでのご自分のことや、今のご自分のことをまとめた情報(サポートノートなど)をお持ちの場合は是非ご提供ください。

お聞きする主な内容

- ◇ 氏名・住所・生年月日等
- ◇ 生活歴
- ◇ 福祉サービス等の利用
- ◇ 医療機関受診状況(疾患名・主治医・服薬状況等)
- ◇ 身体の状態
- ◇ 関係機関(機関名・担当者名・内容・連絡先)
- ◇ 身辺自立の状態
- ◇ 学習・コミュニケーションの状態
- ◇ 社会的なスキル
- ◇ 本人やご家族の意向

⑤ サービス等利用計画

サービス等利用計画は、障がい福祉サービスを新規利用・更新する際に、必要となる大切な書類です。

『相談支援専門員』(⑫参照)の資格を持った者が作成する書類で、このサービス等利用計画には、障がいのある本人や家族が、希望する生活や困っていることに対して、どのようなお手伝い・支援をするとよいのかをまとめています。

サンクスシェアでは、総合的な支援の方針を始め、目標、具体的な支援の方法について、社内の相談支援専門員全員で協議し、ていねいに作成することを大切にしています。

The image shows a screenshot of a 'サービス等利用計画書' (Service Utilization Plan Form). It is a complex document with multiple sections, including a header with the title and date, a large text area for the plan's content, and several tables at the bottom. The tables appear to be for tracking service usage, costs, and other administrative details. The form is filled with text and has various colored highlights (yellow, green, blue) on different sections.

⑥ 受給者証

自治体が定める障がい福祉サービスを利用できる資格を証するもので、利用できるサービス毎の利用可能なサービスの種類、支給量(時間数等)、期限等が記載されています。福祉サービスを利用する際には、福祉サービス事業所へ提示します。



障がい者

障がい児

自治体による
サービス

⑦ サービス担当者会議

受給者証の発行(更新)後、サクスシェアが本人や家族、福祉サービス事業所等を集め、これからどのようなサービス、支援を行うのかを話し合う会議です。

会議では、サービスを提供する関係機関、支援者間で方針の統一を図ったり、解決が必要な課題について協議したりすることを通して、みなさんの生活をより充実するようお手伝いします。必要に応じて、福祉サービス以外の医療機関等が会議に参加することもあります。

サクスシェアでは、総合的な支援の方針を始め、目標、具体的な支援の方法について、社内の相談支援専門員全員で協議し、ていねいに作成します。

★その他の会議

特別に解決が必要な課題についてサービス担当者会議とは別に協議する場合があります。(『個別支援会議』と呼ばれます。)

⑧ モニタリング

相談支援専門員が定期的【1か月・3か月毎・6か月毎】に訪問し、原則自宅へ生活の様子を伺いに行きます。これを「モニタリング」と言います。

モニタリングの中で、できることが増えたり、生活の様子が大きく変わったりしたときにはサービスの内容や量などを変更するなど、サービス等利用計画を見直すことがあります。

The image shows two forms related to monitoring. On the left is a 'Monitoring Plan' table with columns for 'Monitoring Item', 'Frequency', 'Responsible Person', and 'Status'. It lists various activities like 'Check living conditions' and 'Check medication'. On the right is a 'Monitoring Record' form with fields for 'Client Name', 'Date', 'Time', 'Observations', and 'Remarks'. It includes checkboxes for 'Completed' and 'Not Completed'.

⑨ 障がい支援区分

障害支援区分は、「安定して日常生活を送るために、どのくらいの支援を必要としているか」を判定する区分のことです。

18歳以上の方が対象となり、7段階に分かれています。

障害支援区分は、居宅介護サービス(ヘルパー利用)など、特定の一部のサービスを利用する際に必要です。

① 役所や役場の調査員さんが、自宅を訪問して聞き取りを行います。

② 指定された中の医療機関を受診し、医師の意見書を提出してもらいます。

③ 障がい支援区分の決定→受給者証発行

The image shows two forms for disability support classification. The left form is a 'Determination Form' with a table for 'Disability Support Classification' (区分4) and 'Support Level' (支援区分). The right form is a 'Certificate Form' with fields for 'Client Name', 'Date', and 'Remarks'.

計画相談

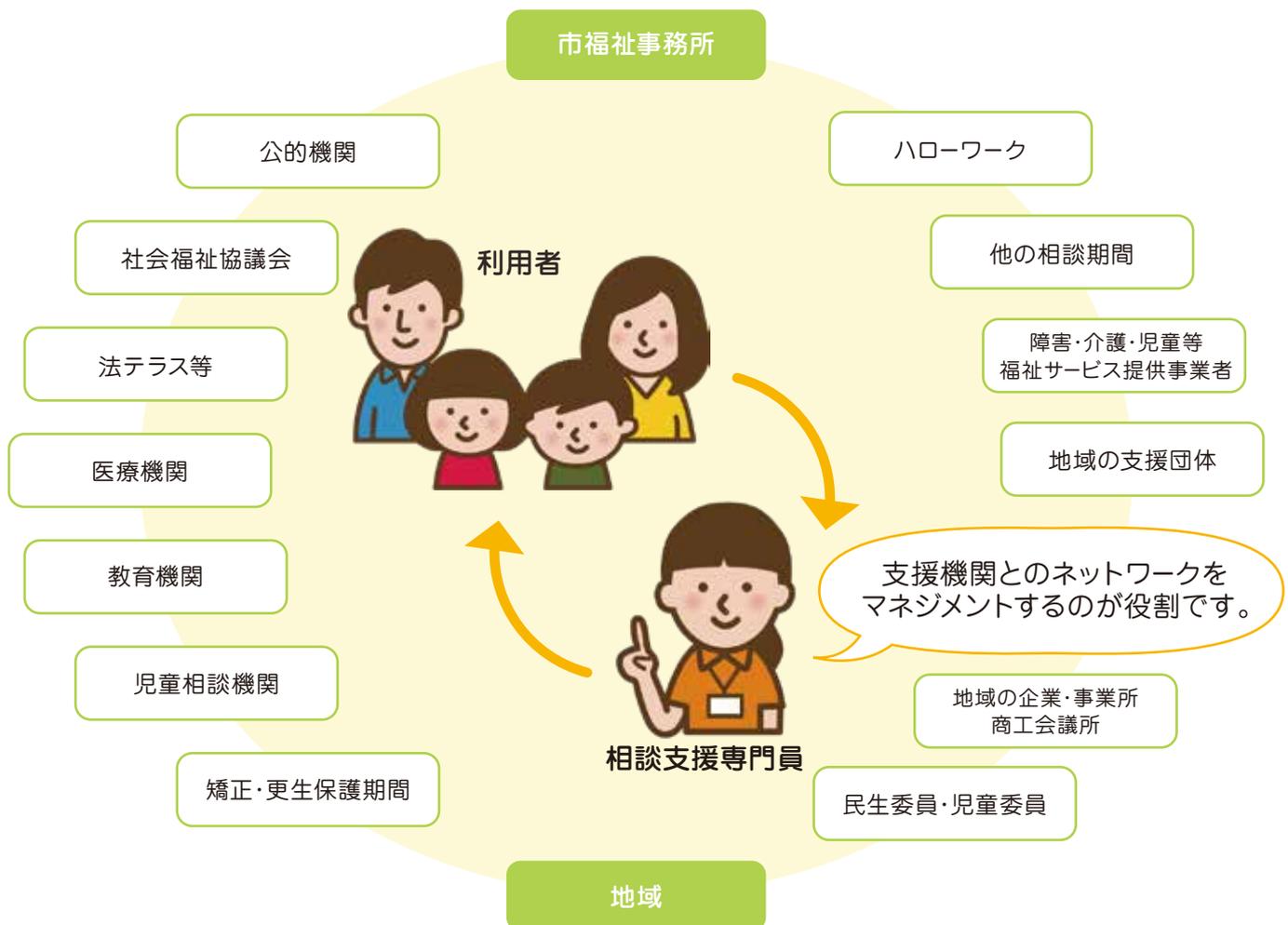
計画相談が提供する2つの相談支援

1. 基本相談支援 ⑩参照

- ・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ・社会資源を利用するための支援（各施設への助言、指導等）
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・権利擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介 など

2. 計画相談支援 ⑪参照

- ・サービス等利用計画の作成
- ・サービス等利用計画の見直し（モニタリング）



相談支援のネットワーク(例)

⑩ 基本相談支援

【基本相談支援の主な内容】

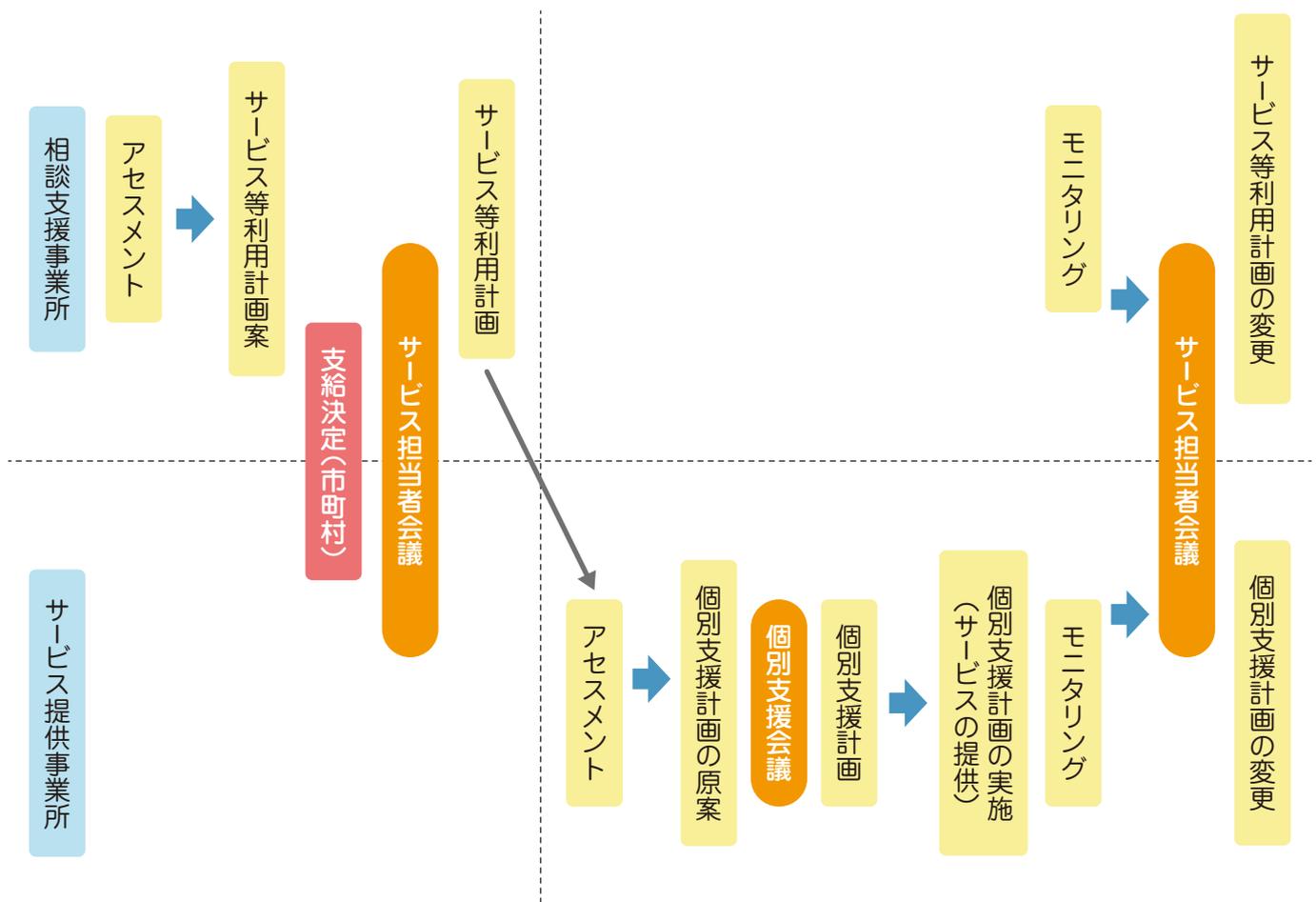
- ・本人や家族で対応が難しい部分を代行します
- ・専門家との橋渡しをします
- ・専門的な情報を提供します
- ・関係機関のチーム作りをします
- ・長い期間に渡って人生に寄り沿います
- ・困ったことについていつでも相談できます
- ・支援の方向性について、関係機関と共有します



⑪ 計画相談支援

【計画相談支援の基本的な流れ】

指定特定相談支援事業所(計画作成担当)と障害福祉サービス提供事業所の関係

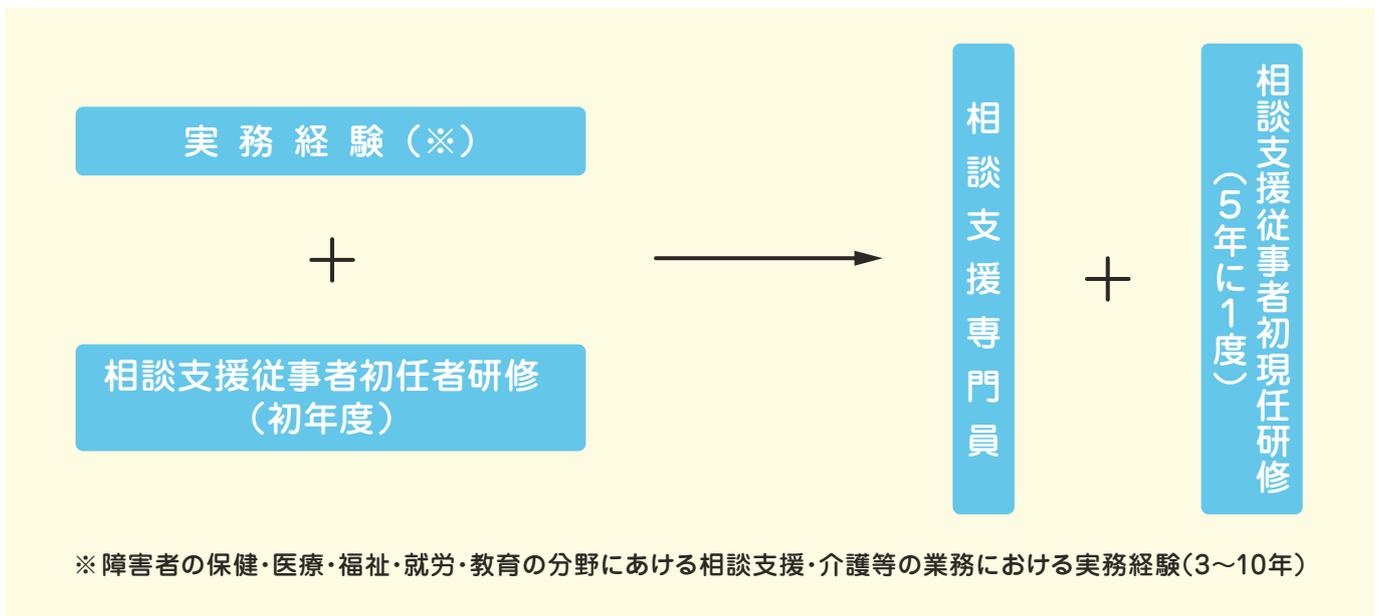


サービス等利用計画のチェックポイント

- 総合的な支援の方を読めば、なぜ福祉サービスを利用する必要があるのかがわかります
- 将来的な進路を見据えた方針の記述になっています
- ニーズや希望に見合ったふさわしいサービスの量が設定されています
- 毎回同じ目標記述ではなく、更新ごとに新たな目標設定がされています
- 本人の現状に見合った支援の優先順位が考えられています
- 福祉サービス利用だけにとどまらず、インフォーマルな支援も考えられています
- 各関係機関との連携の内容について具体的に記述されています
- 障がい児支援の場合、家族支援の内容も盛り込まれています
- 支援の目標や役割の部分は、実際にできたかどうかの評価ができる記述になっています

⑫ 相談支援専門員

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行います。



〇〇しやすくする人
生活 仕事 暮らし 学び 余暇 人間関係など

相談支援事業所サンクスシェア

「特定事業所加算Ⅲ」の認証事業所

特定事業所加算Ⅲの要件

- (1) 常勤かつ専従の相談支援専門員3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
- (2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に行うこと。
- (3) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- (4) 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。
- (5) 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、指定計画相談支援を提供していること。
- (6) 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- (7) 指定特定相談支援事業所において指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供する件数(指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の利用者を含む。)が1月間において相談支援専門員1人あたり40件未満であること。

サンクスシェアがこころがけていること

- 常に自立度が高まる方向へサポートします
- 担当者会議でリーダー性を発揮します
- とにかくじっくり話をききます
- 納得できるアドバイスをします
- 相談しやすい雰囲気をつくれます
- ことばの端々に勉強していることをかもし出します
- たくさんの連携先とつながっています
- 意思を決定するための適切な情報を提供します
- できることとできないことを明確に示します



担当者会議・モニタリングの予定表

相談支援専門員がお伺いさせていただく予定です！

令和2年			令和3年			令和4年		
月	担当者会議 モニタリング	☎	月	担当者会議 モニタリング	☎	月	担当者会議 モニタリング	☎
4			4			4		
5			5			5		
6			6			6		
7			7			7		
8			8			8		
9			9			9		
10			10			10		
11			11			11		
12			12			12		
1			1			1		
2			2			2		
3			3			3		

カレンダーの☎に○が付いている月になったらサクスシェアの
担当に電話をお願いいたします。

【担当 田中 松本 高倉 高橋 】